

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

○市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（第1号）
..... 1

教 委 規 則

○秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則（第1号）
..... 2

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第1号）
..... 2

○秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第2号）
..... 2

訓 令

○秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令（第1号）
..... 2

告 示

○建築基準法による道路の指定について（第1号） 2

○交付要求通知書および納期限変更告知書の公示送達について
（第2号） 2

○生活保護法による介護機関の指定および変更について（第3号）
..... 3

○平成22年度および平成23年度国民健康保険税納税通知書の公示
送達について（第4号） 3

○平成21年度第5期および平成23年度第5期国民健康保険税督促
状の公示送達について（第5号） 3

○生活保護法による医療機関の指定および変更について（第6号）
..... 3

○放置自転車等の撤去および保管について（第7号） 3

○平成23年度介護保険料納入通知書および督促状の公示送達に
ついて（第8号） 4

○秋田市議会臨時会の招集について（第9号） 4

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第10号） 4

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第11号） 4

○平成24年1月秋田市議会臨時会に付議する事件の追加について
（第12号） 4

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第13号） 4

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第14号） 5

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第15号） 5

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第1号） 5

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第1号） 5

○農業委員会総会の招集について（第2号） 5

上 下 水 道 局 告 示

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第1号）
..... 5

○指定給水装置工事事業者の指定について（第2号） 5

○指定排水設備工事事業者の指定について（第3号） 6

公 告

○一般競争入札の執行について 6

○入札参加者の公募について 7

○建築基準法による位置を指定した道路の廃止について 8

○入札参加希望者の公募について 8

○入札参加希望者の公募について 9

○入札参加希望者の公募について 10

○農用地利用集積計画の策定について 11

○開発行為に関する工事の完了について 11

○財政報告書の公表について 11

上 下 水 道 局 公 告

○一般競争入札の執行について 11

○入札参加希望者の公募について 12

○受益者負担金の賦課対象区域について 13

○入札参加資格の申請の受付について 13

○入札参加資格の申請の受付について 14

○入札参加希望者の公募について 16

○入札参加希望者の公募について 16

○入札参加希望者の公募について 17

○一般競争入札の執行について 18

規 則

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成24年1月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第1号

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

市長の職務代理者を定める規則（平成3年秋田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「中川副市長」を「鎌田副市長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年1月28日から施行する。

教 委 規 則

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月25日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第1号

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立図書館管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第14条中「5冊」を「7冊」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年1月20日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

秋田市上下水道局管理規程第1号

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「下水道使用料減免申請書（様式第13号）」を「減免申請書」に改め、同条第2項中「下水道使用料減免決定通知書（様式第14号）」を「減免決定通知書」に改める。

第13条第2項中「様式第15号」を「様式第13号」に改める。

様式第13号および様式第14号を削り、様式第15号を様式第13号とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年1月20日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市地域下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「下水道使用料減免申請書（様式第13号）」を「減免申請書」に改め、同条第2項中「下水道使用料減免決定通知書（様式第14号）」を「減免決定通知書」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年1月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号および第3条中「中川副市長」を「鎌田副市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- この訓令は、平成24年1月28日から施行する。
（秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部改正）
- 秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程（昭和48年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「中川副市長」を「鎌田副市長」に改める。

告 示

秋田市告示第1号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

平成24年1月10日

秋田市長 穂 積 志

- 指定番号 KC9404-22
- 指定道路の種類
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 指定の年月日 平成24年1月10日
- 指定道路の位置
秋田市手形からみでん105番3の内、105番6の内、106番9の内、106番10の内、113番1の内、113番5の内、114番5の内、114番7の内、115番1の内、115番2の内、105番3の先、105番6の先、106番9の先、106番10の先、113番1の先、113番5の先、114番5の先、114番7の先、115番1の先および115番2の先
- 指定道路の延長および幅員
延長 51.346メートル
幅員 4.00メートル

秋田市告示第2号

次の交付要求通知書および納期限変更告知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年1月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市仁井田字西潟敷373番地1 柿崎 定雄
- 2 送達する書類名
交付要求通知書 1通
納期限変更告知書 1通

秋田市告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 1月12日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
なでしこ薬局	秋田市山王新町19番30号	平成23年 11月1日
さわやか桜式番館	秋田市御町一丁目10番3号	平成23年 11月1日
きょうせいリハ	秋田市仁井田栄町8番26号	平成23年 12月15日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
御 野 場 訪 問 介 護 ステーション	秋田市御野場二丁目14番1号	秋田市御野場七丁目2番32号	平成23年 5月20日
御 野 場 ホームヘルパー ステーション	秋田市御野場四丁目3番4号	秋田市御野場七丁目2番32号	平成23年 5月20日

秋田市告示第4号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 1月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成22年度および平成23年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第5号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収

納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 1月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度第5期および平成23年度第5期国民健康保険税督促状

秋田市告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 1月16日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
なでしこ薬局	秋田市山王新町19番30号	平成23年 11月1日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
元 町 薬 局	秋田市御所野元町四丁目14番15号	秋田市御所野元町四丁目14番31号	平成23年 9月15日

秋田市告示第7号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成23年12月5日から同月21日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成24年1月31日から同年7月31日まで

2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第8号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年1月19日
秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成23年度介護保険料納入通知書
平成23年度介護保険料督促状

秋田市告示第9号

平成24年1月27日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。
平成24年1月20日
秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 平成23年度秋田市一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分について承認を求める件
- 平成23年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件
- 平成23年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件
- 秋田市副市長の専任について同意を求める件

秋田市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成24年1月23日
秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市東町内会
- 認可年月日
平成9年4月7日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 石 塚 一太郎

- 秋田市河辺岩見字二階淵148
変更後 石 塚 正 久
秋田市河辺岩見字東76
- 変更年月日
平成24年1月2日
 - 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成24年1月23日
秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
向野自治会
- 認可年月日
平成8年7月17日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 浅 野 幹 夫
秋田市雄和向野字佛ノ前42番地
変更後 浅 野 和 善
秋田市雄和向野字前開45番地
- 変更年月日
平成24年1月8日
- 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第12号

平成24年1月27日招集の秋田市議会臨時会に付議する事件を次のとおり追加する。
平成24年1月26日
秋田市長 穂 積 志

付議事件

平成23年度秋田市一般会計補正予算（第11号）の件

秋田市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成24年1月27日
秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
道山町内会
- 認可年月日
平成5年3月30日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 二 木 嘉
秋田市河辺三内字道山121番地
変更後 二 木 光 映
秋田市河辺三内字道山93番地
- 変更年月日
平成24年1月3日
- 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年1月30日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
豊成町内会
- 認可年月日
平成7年2月27日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 佐々木 一 夫
秋田市河辺豊成字宮下65番地
変更後 鎌 田 清 敏
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝32番地
- 変更年月日
平成24年1月22日
- 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年1月31日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
畑谷町内会
- 認可年月日
平成6年12月26日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 尾 形 守
秋田市河辺畑谷字中村22番地
変更後 稲 垣 和 春
秋田市河辺畑谷字中村15番地
- 変更年月日
平成24年1月15日
- 変更の理由
役員改選による。

教 委 告 示

秋田市教委告示第1号

平成24年1月25日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成24年1月19日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

付議案件

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する件

農 委 告 示

秋田市農委告示第1号

平成24年1月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年1月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（4件）
- 農用地利用集積計画（平成23年度第8号）に関する件
- 競（公）売等適格証明申請に関する件（1件）

秋田市農委告示第2号

平成24年1月31日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年1月24日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査の件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成24年1月22日
- 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号
- 縦覧の期間
平成24年1月8日から同月21日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田市上下水道局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成24年 1月25日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
三 商 建 電	三浦 候也	秋田市土崎港中央一丁目11番42号

2 指定年月日

平成24年 1月24日

秋田市上下水道局告示第 3 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成24年 1月25日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
三 商 建 電	三浦 候也	秋田市土崎港中央一丁目11番42号

2 指定年月日

平成24年 1月24日

公 告

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定に基づき、公告する。

平成24年 1月 6 日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	地 積	最低落札価格
1	秋田市雄和椿川字長者屋敷 1 番 1	原 野	328.82㎡	3,392,370円
2	秋田市雄和椿川字長者屋敷 1 番 6	原 野	332.65㎡	3,530,880円
3	秋田市雄和椿川字長者屋敷 1 番 7	原 野	328.44㎡	3,388,449円
4	秋田市河辺三内字野崎35番24	宅 地	433.48㎡	4,183,931円
5	秋田市河辺三内字野崎35番25	宅 地	452.48㎡	4,494,483円
6	秋田市河辺三内字野崎35番26	宅 地	452.48㎡	4,494,483円

2 契約条項を示す場所ならびに入札参加申込みの場所および期間

- (1) 場所 ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による。
- (2) 期間 平成24年 1月13日(金)13時から同年 2月 2日(木)14時まで

で

3 入札執行の場所および期間

- (1) 場所 公有財産売却システムによる。
- (2) 期間 平成24年 2月16日(木)13時から同年 2月23日(木)13時まで

4 開札日時

- (1) 場所 公有財産売却システムによる。
- (2) 日時 平成24年 2月23日(木)13時

5 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
なお、この登録は一回に限り行うことができる。

6 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 日本語を完全に理解できる者
- (3) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田市インターネット公有財産売却ガイドラインおよびヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者
- (4) 公有財産の買受について、一定資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格を有する者
- (5) 第 2 項により、あらかじめ一般競争入札への申込みをした者であること。

7 一般競争入札の参加者申込み等に関する事項

- (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 申込み手続
一般競争入札の参加申込み手続は、前号により参加の仮申込み手続を完了した後、第 2 項で掲げた期日までに所定の申込書により秋田市総務部管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

8 入金保証金に関する事項

- (1) 最低落札価格の100分の10以上に相当する金額を第 3 項第 2 号にある入札期間までに指定された方法により納付すること。
- (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- (3) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。
- (4) 入札保証金は落札者のものを除き、入札期間終了後還付するものとする。

9 入札無効に関する事項

入札の参加に必要な資格のない者のした入札およびガイドラインに記載した事項に違反した入札は、無効とする。

10 契約に関する事項

落札者は、平成24年 3月 1日(木)までに契約締結しなければならない。

11 売払代金の納入

契約を締結した者は、平成24年 3月21日(木)までに、当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

12 落札者の決定の方法

第 3 項第 2 号にある入札期間終了後、秋田市は開札を行い、

公有財産売却システムによる入札において、入札価格が最低落札価格以上かつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

秋田市公告

秋田市文化会館内に設置する飲料水等自動販売機について、次のとおり入札を実施するので、入札参加者を公募する。

平成24年 1月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田市文化会館自動販売機設置場所貸付				
(2) 貸付場所および最低落札価格	物件番号	貸付場所	貸付可能台数	貸付面積	最低落札価格(年・税抜き)
	1	正面玄関風除室	1	約1.4㎡	89,300円
(3) 貸付期間	平成24年 4月 5日から平成27年 3月31日まで				
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 ⑥ 自動販売機の設置・運営業務において、3年以上の実績を有する者であること。				
(5) 入札参加申込み					
	受付期間	平成24年 1月16日(月)から同年 2月 3日(金)までの土曜日および日曜日を含む毎日、午前 9時から午後 5時まで			
	受付場所	秋田市山王七丁目 3番 1号 秋田市文化会館施設担当			
(6) 指名(非指名)通知	平成24年 2月 9日(木)までに F A X で通知				
(7) 入札					
	日 時	平成24年 2月14日(火) 午前10時			
	場 所	秋田市山王七丁目 3番 1号 秋田市文化会館 中 2階「第一会議室」			
	入札保証金	免除			
(8) 契約日	平成24年 2月20日(月)				

2 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2月 3日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 入札参加申込書
 - イ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し(法人の場合)又は住民票の写し(個人の場合)
 - ウ 納税証明書(写し可)
 - (ア) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は個人市民税)
 - (イ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ※ いずれも直近の営業年度で、発行後 3か月以内のものを提出すること。
 - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
 - エ 誓約書
 - オ アおよびエの様式は、秋田市文化会館ホームページから入手すること。
- (2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

3 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成24年 2月 9日(木)までに行う。

4 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 入札書に記載する入札金額は、1物件当たりの1年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の

- 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) その他入札・契約の条件等については、「秋田市文化会館自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。
- 5 その他
 - (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (3) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市文化会館施設担当
電話 018-865-1191

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和56年12月10日付け指定番号第15号で位置を指定した道路を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成24年1月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市大町三丁目2番10号
大和ハウス工業株式会社秋田支店
支配人 柴 田 正 樹
- 2 道路位置の廃止箇所
秋田市八橋イサノ一丁目137番4の内、137番5の内、138番1の内、138番2の内、138番4および138番5
- 3 廃止道路幅員 4.00メートル
- 4 廃止道路延長 53.40メートル
- 5 廃止年月日および番号
平成24年1月18日 廃止番号 第3号

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年1月18日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委託業務名	秋田市保健所等消防用設備保守点検業務
(2) 仕様書	別紙（省略）のとおり
(3) 履行場所	秋田市八橋南一丁目8番3号（秋田市保健所） 秋田市八橋南一丁目8番6号（秋田市保健センター）
(4) 履行期間	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
(5) 入札参加要件	① 消防設備士（第1、3、4、5、6類）の資格者が2人以上在籍していること。 ② 消防用設備の保守又は施工に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。 ③ 秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。 ④ 租税に滞納がないこと。 ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入札参加申込み	
受付期間	平成24年1月18日(水)から同月26日(木)まで（土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで）
受付場所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所保健総務課総務企画担当
(7) 指名（非指名）通知	平成24年1月31日(火)までにFAXで通知
(8) 入 札	
日 時	平成24年2月7日(火) 午前10時
場 所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所
入札保証金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成24年2月13日(月)まで

2 注意事項

- (1) 入札参加申込みについて
入札に参加を希望する者は、平成24年1月26日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。
ア 公募型指名競争入札参加申込書
イ 過去2年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）

- ウ 消防設備士（第1、3、4、5、6類）の資格者が、2人以上在籍していることを証明できるもの
- エ 納税証明書（写し可）
（ア）消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
（イ）秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
（ウ）秋田市に納めた固定資産税
※ いずれも直近の営業年度で、発行後3か月以内のもの

のを提出すること。
 ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
 オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
 カ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。
 キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について
 ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
 イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。
 ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。

(3) 入札について
 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。
 エ 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。
 オ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 (1) 閲覧期間は、平成24年1月18日(火)から同月26日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
 (2) 閲覧場所 秋田市保健所1階 保健総務課総務企画担当

4 その他
 (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書は、返却しない。
 (3) 申込書の提出に関する問合せ先
 秋田市保健所保健総務課総務企画担当
 電話 018-883-1170

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年1月18日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委託業務名	岩見三内クリニック消防用設備保守点検業務
(2) 仕様書	別紙（省略）のとおり
(3) 履行場所	秋田市河辺三内字外川原115番地
(4) 履行期間	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
(5) 入札参加要件	① 消防設備士（第4、6類）の資格者が1人以上在籍していること。 ② 消防用設備の保守又は施工に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。 ③ 秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。 ④ 租税に滞納がないこと。 ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入札参加申込み	
受付期間	平成24年1月18日(火)から同月26日(木)まで（土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで）
受付場所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所保健総務課総務企画担当
(7) 指名（非指名）通知	平成24年1月31日(火)までにFAXで通知
(8) 入札	
日時	平成24年2月7日(火) 午前10時30分
場所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所
入札保証金	免除
(9) 契約日	落札日から平成24年2月13日(月)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成24年1月26日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去2年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）

ウ 消防設備士（第4、6類）の資格者が、1人以上在籍していることを証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ いずれも直近の営業年度で、発行後3か月以内のものを提出すること。

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

エ 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。

オ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年1月18日(水)から同月26日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

(2) 閲覧場所 秋田市保健所1階 保健総務課総務企画担当

4 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問合せ先
秋田市保健所保健総務課総務企画担当
電話 018-883-1170

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年1月23日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 修繕名 秋田市立土崎中学校普通教室復旧修繕

(2) 履行場所 秋田市土崎港北一丁目3番1号

(3) 履行期間 契約日から平成24年3月23日まで

(4) 修繕内容 設計書等を参照すること。

(5) 入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

ウ 本市の建設業者等級格付名簿において、建築一式工事に等級格付されていること。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年2月8日(水) 午前9時30分

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル4階 教育委員会室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成24年2月9日(木)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年2月1日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年1月23日(水)から同年2月1日(水)まで

の土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課施設担当
ウ 申込用紙 秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成24年2月6日(月)に行う。

5 設計書および仕様書の入手に関する事項

- (1) 配布期間 平成24年1月23日(月)から同年2月8日(水)まで
- (2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市教育委員会総務課施設担当
電話 018-826-9024

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成23年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成24年1月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成24年1月26日から同年2月14日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成23年9月21日付け秋田市指令第3607号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市寺内蛭根三丁目1番20号
共和ホーム株式会社
代表取締役 池田 喜代秀
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市外旭川字山崎24番、68番1、69番、70番、71番、72番、76番、77番、78番および79番

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年1月27日

秋田市長 穂 積 志
(以下略)

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成24年1月13日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第18号	新品メーター購入 (13mm～100mm) その2	秋田市上下水道局 資材倉庫	平成24年 3月30日	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成24年1月31日(火) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約予定日 平成24年2月2日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、新品水道メーターの納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の

決定を受けた者を除く。)でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年1月24日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(総務部契約課)

- (ア) 入札参加申込書(様式1)
- (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者

- (ア) 入札参加申込書(様式1)
- (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
- (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)
- (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年1月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年1月13日(金)から同月30日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年1月27日(金)午後一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年1月13日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第41号 No.1 分離液濁度計修繕	秋田市八橋本町六丁目12番15号	平成24年3月30日	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に、電気工事で登録していること。 ② 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ③ 秋田県内の上下水道施設において、計装設備の施工又は修繕の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成24年1月25日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成24年1月30日(月)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
(2) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は

事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年1月24日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略）））を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成24年1月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年1月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年1月25日(水)から同月26日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））
イ 業務履行実績調査（別記様式3（省略））又は施工実績調査（別記様式4（省略））および契約書等の写し
ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年1月16日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平
賦課対象区域

八橋大畑一丁目および大平台四丁目（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり新屋汚水中継ポンプ場汚水ポンプ更新機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成24年1月17日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 下管渠 第65号
- (3) 工 事 名 新屋汚水中継ポンプ場汚水ポンプ更新機械設備
工 事
- (4) 工事場所 秋田市新屋元町1番2号
- (5) 工事概要 汚水ポンプ 3台
吐出弁 3台
逆止弁 3台
- (6) 工事期限 平成24年3月30日(金)
- (7) 予定価格 103,568,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成24年2月8日(水)
- (9) 契約予定期日 平成24年2月14日(水)
- (10) 注意事項

ア この入札は電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 電子入札システムにおける工事費内訳書入力の際に、設計書にある「機器費」、「設計技術費」および「据付間接費」は、「機器費」を直接工事費へ、「設計技術費」および「据付間接費」を現場管理費へ算入すること。

オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。

- イ 下水道施設（終末処理場・ポンプ場）の機械設備工事で、3,000万円以上の元請実績があること。
- ウ 機械器具設置工事業における特定建設業の許可を有すること。
- エ 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- オ 機械器具設置工事に係る資格を有する者を監理技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 代表者以外の構成員要件
- ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。
- イ 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- ウ 機械器具設置工事に係る資格（実務経験者を含む。）を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年1月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
- ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる種類を添付のこと（様式3）。）
- エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）
- オ 誓約書（様式5）
- (2) 申請書等の提出
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
申請書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年1月17日(火)から同月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年1月31日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年1月31日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを

受けた電子証明書は、同年2月9日(休)午後5時までに返却すること。

- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成24年1月17日(火)から同年2月1日(休)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 5,900円（設計書 500円 図面 5,400円）（税込み）（CD-ROM 有 1枚 1,000円）
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成24年2月1日(休)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。
- (8) 閲覧期間 平成24年1月17日(火)から同年2月7日(休)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり川口汚水中継ポンプ場沈砂池更新機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成24年1月24日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 下管渠 第67号
- (3) 工 事 名 川口汚水中継ポンプ場沈砂池更新機械設備工事
- (4) 工事場所 秋田市榎山登町12番43号
- (5) 工事概要 粗目スクリーン 2面
粗目スクリーンかすき揚げ機 1基
沈砂かき揚げ機 2基
No.1 沈砂搬出機 1台
No.2 沈砂搬出機 1台
No.3 沈砂搬出機 1台

細目自動除塵機 2基

- (6) 工事期限 平成24年3月30日(金)
 (7) 予定価格 309,306,000円(消費税別)
 (8) 開札予定期日 平成24年2月15日(水)
 (9) 契約予定期日 平成24年2月21日(火)
 (10) 注意事項

ア この入札は電子入札により執行する。
 イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
 エ 電子入札システムにおける工事費内訳書入力の際に、設計書にある「機器費」、「設計技術費」および「据付間接費」は、「機器費」を直接工事費へ、「設計技術費」および「据付間接費」を現場管理費へ算入すること。
 オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 カ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
 イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。
 イ 下水道施設(終末処理場・ポンプ場)の機械設備工事で、3,000万円以上の元請実績があること。
 ウ 機械器具設置工事業における特定建設業の許可を有すること。
 エ 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 オ 機械器具設置工事に係る資格を有する者を監理技術者として本工事に専任で配置できること。
 カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。
 イ 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 ウ 機械器具設置工事に係る資格(実務経験者を含む。)を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
 エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年1月30日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)
 イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し
 ウ 施工実績調書(共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる種類を添付のこと(様式3。))
 エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに提出し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと(様式4。))
 オ 誓約書(様式5)

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年1月24日(火)から同月30日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
 ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
 (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年2月7日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
 (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年2月7日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月16日(水)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
 (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
 秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階)
 電話 018-863-2581
 F A X 018-863-6556
 (3) 販売期間 平成24年1月24日(火)から同年2月8日(水)までの販売店の営業時間内
 (4) 設計図書の販売価格 1式 7,120円(設計書 1,120円 図面 6,000円)(税込み)(CD-ROM 有 1枚 1,000円)
 (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成24年2月8日(水)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
 (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店

の指示に従うこと。

- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。
- (8) 閲覧期間 平成24年 1月24日(火)から同年 2月14日(火)午後 3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 1月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	履行期間
第19号	活性炭購入	秋田市八橋本町六丁目 12番15号 八橋終末処理場他	平成24年 3月23日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
 - ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 2月 8日(木) 午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室
(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免 除
- (4) 契約予定日 平成24年 2月13日(月)
- (5) 注 意 事 項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2月 7日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式 1（省略）。）を提出すること。

(2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年 1月27日(金)から同年 2月 7日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年 1月27日(金)から同年 2月 7日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年 2月 8日(木)から同月 9日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定のお知らせは、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 1月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第42号 脱水機用コンプレッサー 修繕	秋田市豊岩 豊巻字上野 164番地 (豊岩浄水場内)	平成24年 3月26日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に、機械器具設置工事で登録していること。 ② 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年2月8日(水) 午前10時40分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室
(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年2月13日(月)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あると

きは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年2月7日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略））。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年1月27日(金)から同年2月7日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年1月27日(金)から同年2月7日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年2月8日(水)から同月9日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））
 - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し
 - (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
 - (3) 落札者決定のお知らせは、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年1月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 契約種別
製造請負契約

2 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託名	納品場所	納入期限
第3号	圧着帳票 印刷業務 委託	秋田市川尻みよし町14番8号 (秋田市上下水道局お客様センター)	納入は2回とする。 1回目 平成24年4月10日 2回目 平成24年9月28日

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 自社に本件の印刷物を製造できる設備を有すること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年2月8日(火) 午前10時
 - (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室
(庁舎裏)
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契約予定日 平成24年2月13日(月)
 - (5) 注 意 事 項
 - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
 - イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 4 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年2月7日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という（別記様式1（省略）））を提出すること。
 - (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年1月27日(金)から同年2月7日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込書は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年1月27日(金)から同年2月7日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年2月8日(火)から同月9日(水)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定のお知らせは、上下水道局ホームページにも掲載する。

7 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。
平成24年1月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 契約種別
製造請負契約
- 2 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第2号	ハンディターミナル用検針お知らせ票の印刷	秋田市川尻みよし町14番8号（上下水道局お客様センター）	納入は3回とする。 1回目 平成24年4月20日 2回目 平成24年5月21日	次の①および②の要件を満たしていること。 ①寒冷地（北海道および東北地方等）の事業者とハンディターミナル用検針お知らせ票印刷の

			3 回目 (4 か月分) 平成25年 1月24日	冬期間における契約実績があること。 ②自社に本件の印刷物を製造できる設備を有すること。 (基本的要件については4に記載)
--	--	--	-----------------------------------	--

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 2月14日(火) 午後 1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室
(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積りした入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成24年 2月16日(休)
- (5) 注 意 事 項
 - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
 - イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

4 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

5 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 2月7日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。
 - ア 秋田市登録業者(総務部契約課)
 - イ 入札参加申込書(様式1)

- (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
 - イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者
 - (ア) 入札参加申込書(様式1)
 - (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
 - (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)
 - (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成24年 1月27日(金)から同年 2月7日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成24年 1月27日(金)から同年 2月13日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 7 入札参加資格証の交付に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年 2月10日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 8 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

